

酒田港整備事業費 東ふ頭交流施設改修・運營業務委託に関する事業契約を締結した
たので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年
法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和 3 年 10 月 7 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 公共施設等の名称

東ふ頭交流施設

2 公共施設等の立地

山形県酒田市船場町二丁目 2 番地 15 号

3 選定事業者の商号又は名称

GOOD LIFE ISLAND 合同会社

代表社員 合同会社とびしま 職務執行者 本間 当

4 公共施設等の整備等の内容

設計業務

建設（改修）・工事監理業務

維持管理業務

運營業務

5 契約期間

令和 3 年 9 月 17 日から令和 24 年 3 月 31 日まで

6 契約金額

金 69,750,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 6,340,910 円）

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

第9章 契約期間及び契約の終了

(本県による本契約の終了)

第59条 本県は、本施設の本県への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を本県が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建築(改修)・工事監理業務に着手せず、本県が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から合理的な説明がなされないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し予定日に、本契約に従って本施設の引渡しがなされないとき。ただし、本県及び事業者の合意により引渡し予定日に変更された場合は、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、本県が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 本県は、本施設の本県への引渡しの後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を本県が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の供用開始予定日までに供用できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、本県及び事業者の合意により供用開始予定日に変更された場合は、この限りでない。
- (2) 事業者が提供するサービスが、第47条第1項に規定する本施設の維持管理・運營業務に対するモニタリングの結果、第47条第4項に規定する不適合事象として認められ、別紙2に記載する「モニタリング及び業務改善の考え方」に基づき、本県から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のための相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。
- (3) 事業者が提供するサービスが、第47条第1項に規定する本施設の維持管理・運營業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が発生したとき。

3 本県は、本施設の本県への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を本県が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (4) 事業者が故意又は過失により、通常業務報告書等、随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。
- (6) 前各号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。
- (7) 事業者又は落札者の代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実施的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原

材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、本県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(8) 本事業の公募手続に関し、選定された代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者において、次の各号のいずれかの事由が生じたとき。

ア 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

イ 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

ウ 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

エ 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

オ 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

カ 落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者の役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

4 本契約が、前 3 項の規定により終了した場合は、本県及び事業者は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理

ア 事業者は、本県に対し、別紙 4 に記載する「サービスの対価の支払方法」の金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の 10 分の 1 の違約金を直ちに支払うこと。この場合において、第 35 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、本県は、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。なお、当該違約金

の支払は、本県の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 本県は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理

ア 事業者は、本県に対し、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払は、本県の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 本県は、設計及び建築(改修)・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、本県による買取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕業務費用及び当該額に係る消費税等の額の合計額を別途負担すること。

(事業者による本契約の終了)

第60条 事業者は、本県がサービスの対価の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、本県に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 本県及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理

ア 本県は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額で、本施設の出来形部分を買取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、

契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 本県は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち、本県の不履行と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額を、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理

ア 本県は、本施設を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建築(改修)・工事監理業務のサービスの対価のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額に消費税等の額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 本県は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理・運營業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち、本県の不履行と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額を、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(本県の公益上の事由による契約終了)

第61条 本県は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し契約解除予定日の180日前までに書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 本県及び事業者は、本契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項の規

定を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第 62 条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で、本県及び事業者との間の協議が整わないときは、本県は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定により本契約の全部が終了する場合には、本県及び事業者は、次の各号に掲げる本契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合、次に定める処理

ア 本県は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額で、本施設の出来形部分を買取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 本県は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等の額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、次に定める処理

ア 本県は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建築（改修）・工事監理業務のサービスの対価のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額に消費税等の額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者との協議により決定するものとする。

イ 本県は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理・運營業務の受託者

又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金により填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等の額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、当該支払は、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本県の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本県及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設における事業者が所有する部分について、本県が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

8 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

第9章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第57条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和24年3月31日までとする。

ただし、事業期間終了日経過時において未履行である本県又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(期間満了時の取扱い)

第58条 事業者は、本契約終了に当たり、本県が継続的に維持管理・運営業務を行うことができるように、本施設の維持管理・運営業務に係る必要事項を本県に説明し、事業者が使用した維持管理・運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本県に提供する等、本施設の維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を行わなければならない。